

鳥取県立図書館ボランティアの運営に関する実施要項

(趣旨)

第1条 鳥取県立図書館（以下「当館」という。）は、ボランティア活動を豊かで活力ある社会を築き生涯学習社会の形成を進める上で重要な役割を持つものと位置付け、その活動の場を提供するとともに、ボランティア活動を通じた県民の図書館への理解を促進し、県民参加による当館の活動の更なる活性化と図書館振興を図るものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「鳥取県立図書館ボランティア」（以下「図書館ボランティア」という。）とは、自らの自由意志に基づき生涯学習の一環として当館における図書館サービス活動に資するため、その知識・技能を無償で提供する者をいう。

(活動内容)

第3条 図書館ボランティアの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 開架資料の書架への返却、配列直し
- (2) 資料の補修、装備
- (3) 講座、イベント等の企画・運営、またその補助
- (4) データ入力作業
- (5) 郷土資料の整理
- (6) その他館長が適当と認めたもの

(活動期間)

第4条 図書館ボランティアの活動期間は、登録した日から登録した日の属する年度の末日までとする。

(申込み等)

第5条 図書館ボランティアとして活動しようとする者は、鳥取県立図書館ボランティア申込書（様式第1号）により図書館長（以下、「館長」という。）に申込みものとする。

2 次年度の活動を希望する者は、前年度3月に申し込むものとし、年度途中に当該年度の活動を希望する者は、7月または11月に申し込むものとする。

3 図書館ボランティアは、氏名・住所などに変更が生じたときは、速やかに届け出るものとする。

4 図書館ボランティアは、活動期間の途中で自己の都合により登録を辞退しようとするときは、その旨を館長へ様式2により申し出るものとする。

(登録等)

第6条 館長は、前条の申込みがあった場合は、次の要件を満たすことを確認の上、ボランティアとして受け入れるものとし、図書館ボランティア登録者名簿（様式3）を作成する。

- (1) 図書館の活動に理解と関心があり、期間を通して継続的な活動が可能であること。
- (2) 図書館で行う図書館ボランティアの研修に参加できること。
- (3) 図書館の業務に支障をきたす恐れがなく、設置目的や運営方針に反する恐れがない者

であること。

- 2 館長は、図書館ボランティアが当館の業務に支障のある行為等を行った場合には、登録を取り消すことができる。

(活動日等)

第7条 図書館ボランティアの活動日は、原則として休館日を除く日とし、活動時間は開館時間内とする。

(ボランティア保険の加入)

第8条 図書館ボランティアのボランティア保険の加入は、図書館がその経費を負担して行うものとする。

(証票の着用等)

第9条 図書館ボランティアは、活動中は図書館ボランティアであることを示す証票を着用するものとする。

(遵守事項)

第10条 図書館ボランティアは、その活動にあたっては、別に定めるマニュアルを遵守するとともに、当館の指示に従うものとする。

- 2 活動にあたって不明な点がある場合は、当館に相談するものとする。

- 3 図書館ボランティアは、活動中に知り得た図書館管理運営上の秘密及び利用者のプライバシーを守らなければならない。

(研修)

第11条 当館は、図書館ボランティアに対し、必要な基礎知識・技能についての研修を実施するものとする。

(細則)

第12条 この要項に定めるもののほか、図書館ボランティアの活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要項は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和7年3月10日から適用する。